別紙

項番	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	＜別表第５について＞ ・既存の規定に規定されている旅券の申請や運転免許証の申請のための戸籍電子証明書は、最新の戸籍全部事項証明書で足りると考えられる。これらのように請求する戸籍が一律に示すことができる場合は有効に機能すると考えられる。しかし、相続人であることを示す戸籍電子証明書は、最新の戸籍全部事項証明書のみで足りるとは限らない。相続登記の手続が困難な者に対し、相続手続に必要な戸籍電子証明書を取得するよう求める制度設計は、有効に機能しないと考えられる。戸籍法施行規則第７５条の３第３項において、法務省職員と外務省職員が国籍事務のために戸籍情報を参照することができる旨が規定されているが、同様に法務局職員が相続登記のために戸籍情報を参照することができる規定を戸籍法施行規則ではなく、戸籍法において設けてはどうか。その方が制度の促進に繋がると思われる。なお、国民の権利を制限する規定と考えられるため、法律で定めるのが適当であると考えられる。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	戸籍電子証明書関係（別表５）について 「戸籍電子証明書の利用が拡大されるところ、相続人である旨の申出等に係る事業についての確認」、不動産登記証明書の交付請求に係る審査」とは、具体的にどのような手続きにおいて、どの範囲の戸籍電子証明書が使用できるのか、戸籍窓口で配布できるわかりやすいチラシ等を作成いただきたい。 除籍電子証明書を使用する手続きは初めてであり、相続に関する需要は高いと考える。 遺族にとっては、相続登記や法定相続情報一覧図にも使用したい希望があると思われるが、そういったことに使用できない理由を尋ねられたときの対応についてもお示しいただきたい。	前段について、今後の広報の参考とさせていただきます。 後段について、戸籍電子証明書を利用できる範囲は、添付が必要となる戸籍及び除籍の範囲と申請者の手続負担並びに審査事務の効率的な遂行の観点を考慮して決定しているところです。
3	戸籍電子証明書関係（別表第５） ＜意見＞ 賛成する。 ＜理由＞ 国民の利便性向上に資するからです。	本省令案の賛同意見として承ります。